

西宮市社会教育委員解嘱及び委嘱の件

西宮市社会教育委員を下記のように解嘱及び委嘱する。

令和元年5月8日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

記

- 1 解嘱委員 松本 祐子（解嘱年月日 令和元年5月8日）
- 2 解職理由 西宮市PTA協議会からの交代の申し出による
- 3 委嘱委員 根岸 直代（委嘱年月日 令和元年5月9日）
- 4 委嘱理由 西宮市PTA協議会からの後任者の推薦届による
- 5 委嘱期間 令和元年5月9日～令和2年2月2日
（前任者の残任期間とする）

（参考1）

- 提案理由
交代の申し出があったため

（参考2）

- 社会教育法
- 西宮市社会教育委員条例
- 委嘱者の略歴
- 西宮市社会教育委員新旧対照表名簿

(参考2)

○社会教育法 (抜粋)

(社会教育委員の設置)

第一五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

○西宮市社会教育委員条例 (抜粋)

第1条 社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第15条の規定に基づき西宮市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員の定数は、12名以内とする。

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、西宮市教育委員会(以下「委員会」という。)においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

第4条 委員会は、特別の理由がある場合には、任期中でもこれを解嘱することができる。

2 委員に欠員を生じた場合の任期は、前任者の在任期間とする。

第5条 委員の報酬及び委員がその職務を行うために必要な費用弁償の額並びにその支給方法は、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例(昭和31年西宮市条例第19号)」の定めるところによる。

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会がこれを定める。

委 嘱 者 の 略 歴

<p>氏 名</p>	<p>ねぎし なおよ 根岸 直代</p>
<p>所 属 団 体 (役 職)</p>	<p>西宮市 P T A 協 議 会 (副 会 長)</p>
<p>略 歴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度 瓦木幼稚園 PTA 会長 ・平成 25 年度 瓦木小学校 PTA 会長 ・平成 27 年度 深津中学校 PTA 会長 ・平成 28 年度～ 西宮市 PTA 協 議 会 副 会 長

西宮市社会教育委員 新旧対照名簿

第34期 (2019.5.8まで)

選任区分	氏名	所属・役職	在任期間
学校教育 関係者	1 中村 哲哉	西宮市立小学校長会 (鳴尾北小学校長)	1 期目
	2 松本 祐子	西宮市PTA協議会副会長	1 期目
	3 三澤 幹之	西宮市スポーツ推進委員協議会会計	1 期目
	4 川本 輝子	西宮市子ども会協議会会長	2 期目
	5 田中 理	西宮芸術文化協会事務局長	1 期目
	6 森 郁子	西宮市青少年愛護協議会委員	2 期目
公募委員	7 福田 洋子	公募委員	1 期目
学識経験者	8 伊藤 篤	甲南女子大学人間科学部 総合子ども学科教授	3 期目
	9 西本 望	武庫川女子大学教育学部教授	3 期目
	10 佐藤 智子	東北大学高度教養教育・ 学生支援機構 准教授	2 期目
	11 立田 慶裕	神戸学院大学人文学部教授	1 期目

新 第34期 (2019.5.9～2020.2.2)

選任区分	氏名	所属・役職	在任期間
学校教育 関係者	1 中村 哲哉	西宮市立小学校長会 (鳴尾北小学校長)	1 期目
	2 根岸 直代	西宮市PTA協議会副会長	1 期目
	3 三澤 幹之	西宮市スポーツ推進委員協議会会計	1 期目
	4 川本 輝子	西宮市子ども会協議会会長	2 期目
	5 田中 理	西宮芸術文化協会事務局長	1 期目
	6 森 郁子	西宮市青少年愛護協議会委員	2 期目
公募委員	7 福田 洋子	公募委員	1 期目
学識経験者	8 伊藤 篤	甲南女子大学人間科学部 総合子ども学科教授	3 期目
	9 西本 望	武庫川女子大学教育学部教授	3 期目
	10 佐藤 智子	東北大学高度教養教育・ 学生支援機構 准教授	2 期目
	11 立田 慶裕	神戸学院大学人文学部教授	1 期目

(2019年5月9日現在)